



博古涉筆



二





博古法筆卷之四

典制門

勅まことり

帝王の命令を勅と云事漢の時より始る事物紀原下同

詔まことり

史記ニ秦始皇二十六年ニ李斯議して命を制と

令を詔とす歴代是によふ

上書

殷の大甲既ニ位に即りひて不明なりしうむ伊尹書を作て以て戒をのぶ是上書の始なり七國



の時臣たりとの事を其君より申す時ハ上書
と云秦より改て秦と云

改元

史記の秦の本紀ニ曰惠文王十四年更て元年と
云又六國表にも初て元年と更むと云り古より
人君位に即て其始を元年と稱し中間に改元の
制アリ秦の惠王に至て則是より漢の時も多く
秦の法にも多故云文帝もこれによりて中元後
元の改号なり今に至るまで常とす故に改元の
始は秦の惠王よりと云り章衡の編年通載に曰
魏の惠王五十六年更て元年とす漢書薛林の揚

慎子曰古は天子諸侯位を継ぎ年を踰て始て元
年と稱す一主を終るまで一たび元年あり
て一主より再び元年と稱する事はなりし
に文帝新恒平の言を信し再び後元年と稱せら
る其後帝年号を立てて改元なりこれより
歷代皆かくの如く俗の謬に乱王年を改号窮士
日々更名の譏りなり然れとも長曆を見ても秦
の惠王十四年更て元年と云と云れ其謬り文
帝より始るはなり

年号

漢武帝建元元年より始り顔師古の曰古より帝

王いさふ年号ありしに始て起ふ

改年号

漢武帝即位し給ひ始て建元の年号を立てらる
其後六年八月に長星出現しけり七年に當り
時年号を改て元光元年と云後世人主年号を改
らる事これより始り漢書薛林年号を改る事
唐の武氏則天皇太后よりあげざるなり武氏在
位二十二年改元さる事十六年に至る朝に令し
夕に受て載とさるの其次は唐の高宗在位三
十年の内改元さる事十五其次は漢の武帝在位
四十余年改元さる事九其中或は人事を以てし

何といは將應を以てし多きは七八年と過は少
きは一二年に至り遷り改む何そ不經なり事甚
しきや古今年号を易さる君はたけ漢の明帝隋
の煬帝唐の高祖太宗憲宗宣宗懿宗祚を
享る事永うらざるものはあるべ夫元と云は
始り人二始り帝に二元なり況や十数元
あり理ありや明朝の三代の帝王たり即
位し給ひて其翌年改元せり也終身易代又古今
に卓越すと謂ふしと五難題ありや
執勢
禮と命を君の前を受る時勢を用て記さる事あり

三代の制なり古ハ貴賤通用して君上の政令と
書を後代に至りたりハ歴の尚書のことれとと
ふその餘の公卿は手板を取て事を記せる官に
何さる事を示す後周の武帝保定四年に至て
始て百官をして笏をとらしむ事物記原下曰
律羅の輕重にすりて其程に
律罰を行ふ法令をさるる書なり
風俗通曰皋陶謨虞の時始て律を造ると云
り後漢の張敞上疏して曰皋陶法律を造る急
就章同皋陶獄を造て法律なるを

刑

尚書の呂刑曰蚩尤五虐の刑を作て法とす舜

に至りて皋陶の命して五刑を明にせしむ呂氏
春秋にも亦云皋陶刑を作ふ

五刑

三代の時墨額を刺て墨劓鼻を割剕足を割宮足を割

淫刑也男子ハ勢を割く婦人を宮中或
此にめく出る事を得さるる大辟死を

を以て五刑と名するは其始久し

五刑の法は三代よりしてこれなり漢の時に僅
に三刑なり黥額に墨劓鼻を割斬斬趾趾を割アアニニキキ
んの文帝十三年に至て肉刑を除て髡髪を剃カカミミキキ
リリ鉗アシシホホタタレレススを以て黥額に墨カカニニキキ
を以て斬趾趾を割ニニ代代ららふ是は肉刑を除く事一始

好

斬さる

尸子：曰黃帝中冀と云所よりて蚩尤をさる黃
帝内傳：曰蚩尤を阪泉の上ふて擒ふ帝とふ
うら金鉞を以てこれをさるとられし則斬る事
ハ軒轅氏より始る

梟首

日本はて罪人を斬其首を
かくると同じ事

往昔黃帝蚩尤を切て其首を軍門にかけさせ給
へし是梟首の始也

流ながす

黃帝内傳：曰帝蚩尤を斬て首を軍門にかけ

以て天下を威しり蚩尤は從一衆は八荒の外
に流是則流刑の始也舜の四凶族をさり共工
を幽州に流一驩兜を崇山に放ち三苗を三危に
竄し鯀を羽山に逐りりりも亦其事之故に舜典
に流を以て五刑を省むと有り

笞杖

むちう

尚書：曰鞭を以て官刑となす是舜の時の事之
則笞の始なり朴を以て教刑となす上時の事之
則杖の始也

教ゆゑ

虞書：曰青兕ハ辟教を

青ハ心なりは所やまうて罪をおうはなり災
ハ不幸なりてりさふひふかり罪をおうも
なり

是を以て見まは教のおこる事帝舜より寄
り是賞賜の事也

進貢 うつさとのを奉る事

尚書の禹貢に曰禹九州を別ち始めて土地に任
て貢をなせ孔安國の注に曰貢賦の差を云堯の
時の事なり然もて則進貢の始は禹の水土を平
け給ひし後に起まり

酒税 俗に云酒運上なり

漢の昭帝始元六年秋七月權酤官をやむ

是より前には權酒官と云りて自ら酒を作
らりて民間よりとりて至て其官をやめ
らる

民より自ら酒をかりてりる官よりこ
れより後に税をとる後世民酒税をなす事是より始
る漢書評林

版簿 民の数を記せる帳

周禮に司民萬民の数を登る事を掌る齒を生
るより以上は皆版に書る大宰の職閭里より
に版圖を以てを今州縣より丁口版簿といふもの

この是なり國より始まり事物紀原

ト云らる

舊事記は伊弉諾尊伊弉冉尊邁入りて後水蛭
子と云ふに給ふ二柱の尊議て曰今吾らある所の
子と云ふに宜く還て又天子より詣て是に此状
を奏すべしとて則告にかつて天子より詣て
奏聞給ふ天祖詔して大占と云ふに給ふに給
ふ詔して曰先婦言哉事是より以宜く更
にまゝ改て降るべしとて則時日を卜定めて降
し給ふと云ふハ卜の始なり

醫術

神代の卷大己貴命と少彥名命と力を合せ心と
一つありて天下を經營又邪を善生友畜産の
ために則其病を療むの方と定め又鳥獸昆虫の
災異を攘んぬるに則其禁厭の法を定むてと
なりて今に玉々たり百姓咸く恩頼を蒙るなり
こそ日本醫術の始なり
按ずるに大己貴命鬼工と云ふ其身の傷け
るを療むに蒲黄と云ふ敷敷し其上にふりま
りむしめ給ひしうむ其傷ととの如くなり事
舊事記に見へり我國上古の醫療の法と云ふ
くの如き類なり

欽明天皇十五年百濟國より醫博士奈牟王有校
陀採藥師施德潘量豐國德を貢ぐと日本化に見
へう是異國より醫術を傳ふの始なり

藥方

日本に方書の來る事孫思邈の千金方を始とを
神代卷抄

和家に孫思邈を圖像にして尊ぶは此故なり
へし

曆法 附天文遁甲

欽明天皇十五年百濟國より曆博士を貢ぐ事
日本化に見へう

推古天皇十年百濟の僧觀勒來て曆の本及天文
地理の書並遁甲方術の書を獻るこの時書生三
四人を選んで以て勸勤を學び留む陽胡史祖
王陳曆法を習ひ大友村主高聰天文遁甲を學び
皆以て業を成す日本化これ曆法天文遁甲の
學我國に傳ふる始なり

騎射

天武天皇の時騎射の事首日本化に出う是を
始とす

賭射

今射者のまゝ所の矢代のおこ

天武天皇五年正月録を置いて西の門庭に射す

むめの中をは録を賜ふ事たか差さり日本は是賭射いの始なり

通矢 ととや

京都三十三間堂にて通矢ととやと射る事慶長十一年正月十九日石堂竹林の弟子淺岡平兵衛と云との始て矢五十筋ちぢを射通して名譽を得りこれより始る

畫 えづ

雄略天皇の御時男龍一名辰貴たけと云畫を善せ人我朝に歸化せし事姓氏錄に見へり畫の事はより始るや

拳 けん

今の世所謂柔術是より武備志は是を拳と云古これを柔な搏とと云日本より始る事ハ近世陳元贊と云その我國より来り居て江戸淺府あさふの國正寺又寓を又浪人に福野七郎右衛門磯目次郎右衛門三浦興次右衛門と云その三人因り彼の寺に寓居して衆寮あり元贊たりて大明の人をとりし柔術を我其術をあらはといふともよく其技を見つと云右三人の士其術をきき自ら其技を工こし出でて後よく其事に熟せり九柔くさうのとりは右三人より始る其術を知て

教へたるは、何れも三人より傳りて諸方へ遍し
此術の理は柔ふて敵とつゝ、その数々勝ん
事と求め、虚静を要とし、あそとぶる物にふ
き動うを事とせし、沈て浮くを感ぜんと
云、九調息を要する、拳法秘書

伎術門

伎術

黃帝内傳云、曰帝既に天子となり、勾芒等より命
て五行を司らしむ、爰におきて針經、天文、地理、卜
法、筭術、吉凶、喪葬の事備らざるは、明し故に先王
く伎術ハ軒轅より始る

事物紀原
下四

醫

皇甫謐云、帝王世詔云、曰黃帝岐伯とて醫藥を
司らしめ給ひて衆の疾を療さしむ、説文云、曰巫
彭、醫を司す
聖人の天下萬世を憂へ、修ふ事深し、故に岐伯より
命して醫藥の道を起し、人の非命を救ひ、修め
実ふも醫の術たる、民の司命ありて其責至て重
し、故に天地先運の由を察し、性命吉凶の微を明
し、虚実逆順の病を辨し、浮沉遲數の脈を診し、
補浮溫涼の藥を辨へ、緩急輕重の劑を詳し、爰
を以て聰明理達の人より、これを任に堪へ

う如斯くして後始て人の命を司り民の病を
療むる事を計るし古人の語ふ良相と云ふを
んと良醫と云ふんと云ふ此意は良相と云ふ
民をとりくくを廣く恵むとたれども天地の化
育をめぐくる事も及びやまざる事ともこれ
ハ人の資ふ幸不幸はれども願く致さへき事に何
に良醫と云ふて衆人の命をたをけ天札の憂と
除きむる其施良相の廣く人を恵むに不及と云
ふと云ふ造化の力を補ふに至るべしと云ふ醫
と仁術といふも此意也實にや良相と云ふ事は
人力天命二つありて備はるべしと云ふ致しうと

良醫と云ふ事は其文性備らばなんそ云ふ事さ
らんや然れども世に良醫を得る事少し故に聖
人も醫は三世ありと云ふれは其業を服せんと宣へ
りまは漢書には時の諺をあげて病ありて治め
ざるは中醫を得るといふこの意は世に良醫
少し故に其症も適當せざる藥を得られと服し
て却て病をまはす事多きを病ありて療治せざ
るの中の醫を得るこの事なり古より如斯況
や今叔世に及て醫術はくさくさ輩少く人を治
めざる粗工而も多きをや誠ふ天下の富みも
うへさるは此命なりと庸醫にゆゑねてか

とざるハ至て愚なる事なり故に王勃程伊
川共ふ人の子ありとの語を知らんが首へ
らばと云へる至論なりけり世の醫を業とす
る人を見りて其有様は醫に似たりとも自ら吾
任は醫之と思ふ心なり唯人を欺き或は慝^{たぶ}事
は此業をすうと思へる氣色ありて其心を專一
醫術を用ひ其事をかこんで力を盡して其業を
つとむる人は少く若其身の生福なり又は病
家の幸なりて藥を授けて給て得る事数なり
ればや其身を軒岐の如く思ひ自ら媒^{まへ}して其術
を衒^うひ賣出^うし後には権門勢家及富商巨賈の藥

資をも多く償ひ與へんと見へる人の心とふ
は数く伺候して媚^{こへ}諂^{たん}ひとあつて人に吾醫術の
長せる事を云ふや今日ばかり病人をいや
し昨日は死するものといふやと人の問に
物語りて衒^うひ廻り世に信用せしむる事を計る
事頭に付る火を拂ふに如しあるをいれども寒
士貧民の病には数く振^おけとも来^きふに病家に
は甚といふをいふと思ふといふども病さく療さ
ば外の事ハさうの何れも人をとふの何
れをとりて猶も一方を與人事を乞ひ求むとの
こと辭^かりかゝくて若ハ来て病人をとりといふ

いも其さ主君の下人の病を訪へる如くも
て自ら矜り高慢薬を照ふもと後の薬資の考
へり唐薬を用ひびりて叶ぬ重き病も和薬
を用ひ大劑を用てよき病人も小劑を照ふる
類ひきくもさき事多しかゝる醫師をも仁
術者とやりつゝ天代の人物をそぐり聖人の
世を憂ひ人を憐みて醫藥の道を起し今本意
に背きぬる事は云に及ぶ中世良醫の人を治
療せし志と年を同じ語るべきも何れもされ
む天地聖人の大罪人也といふべし又今子供多
く持てはどに世渡さる事有りかたき人或

は罪なりて家録を失ひ流浪して身をもたず可
なり平生習得する藝能もなく浮世の中といけ
らると思ふ事さへ叶ふぬ人多しといふは文字を
もさるるに覺くびりていづりて假名書の醫書
を伺ひ謠者として語り廻るつゝ惡むべき事なり
しや斯る人に命をゆだねて其薬を服せんは石
を抱て淵にのみ類する愚なる事の至て甚し
きなり抑今の世に罪人を斬る事を藝として世
渡るものなり此人必を其子孫絶へぬ是れ何の
大罪あるを斬るにあらざれども人を殺る
事を好む気さへ有て天地の心に背く故其實

人の如し是世の人の皆よく知る事之彼の
庸醫の幸なり一世に用ゐる者多く人を療せし人
も必を二世まで其子孫の有人ハサ
たとひ女子有とも其血脈相續せざる事な
きにむと

さる人を殺す事を好まざる事も其術を知ら
るゝにせむに薬を以て人を殺す事多き申
なり東坡の言に書を學ぶものハ紙を費し醫を
學ぶものハ人を費すと云ハ誠なりや人を
生かす事を業とすもの人を殺す事と司る者
と同一く天の責を蒙る事ハむげに涉る事

ありは是其術にふむは其技なりと用
ひは偏に利欲の志といふ其習學に至ら
ざるに下し藥資をむさがりて病人に藥
を與へる暗し是を殺す事多き申なり
又學ぶくは醫とて是は假令は權なく
て輕重を試み度なくして長短を計る事
猶賢者なりき事也

唐の許嗣宗曰醫ハ特意の事思慮精んれはこ
れを得といひ實にさる事なり醫の術ハ他
藝に比するに大なりさる事なり性明らかりて
廣く學ひたり上に思慮精しく用ひし其道

理に通じかゝるを其道とし里其驗を得ん事
かゝうを盡しこゝを以て古人は醫は八事なり
といひ八事とは志欲大よく習學して天地の
道をしり人物の情に通じ民の司命となりて廣
く人を救ふと思ひなり心欲小人の命を以て
重としを妄に輕くし一劑をも投せしむる古
人の方を考へ時通病勢を察しを委しくひらひ
詳に慮りて藥を照ふる事之學欲博しなりては
氣運を天に察し下りては草木を地を察し中
よりて其性情を人に察し故に其學廣うなり
て是をよくせんや藥欲專其術業を專一に勤

て外事を好まざるを云其業一筋に勤てだも猶
委き事なりと云は又外の事に心をうつさむ其術
あるを至らんや故に醫は一術に專ふる他藝
を好むべし職欲高理を窮め心を正ふ微
あるを見著るを知り已往の迹を察し未來の
因をさぐる氣欲下其心誠虚なり氣を下り貧
賤の人を捨ば臭穢の病をさぐはざる事之實ふ
や其職は居て其業を忘て貧賤なりとてこれを
捨臭穢なりとしてこれをさぐるは人とも理
あり事のかゝる業なりと云ふ雖も知事なり事
なれば其術なりと云ふと思ふと早く其業を易

つき事あるをさうりくして貴賤を隔て難易と
計るは甚道に背ける量欲害我より事あるを
て人をも告ぐらむ人の善あるを則ち礼と學び
て人我の隔ちく唯病を療む事と以て其効とす
也一実にも人我の隔ちる事ハ醫術に限る事
よりはるねとも分り醫術を學ぶ人この面して
多しよく慎むべき事なり守欲潔人の相酬へる
藥料も富々その贈りもハあれ或受て藥資と
し貧者のとくむとは断て請へる此八事と
よく行はん人は則ち他の方を助る良醫と云つ
至し又智識もなり女性もなり事理にうとく學

問つるもく世俗の業さ一叶して世渡りある
人命をくきとして人を欺きて醫とあるとすふ
る物なりぬ人の右筆しん事を求る類あるとし
其心根を押し計むと穢ハハハハ浅知敷盛れて
死にんこそすなりえ亞現^{アキマ}の人を欺きて賤
をむさばり僧山伏の人の為に福をいりて其
嚟^キをいさるは是れ人を欺るなりなるなり
りて其責少し彼を欺きする人もなり賤を貴し
たるのこまり其外の害を蒙る計り少し又學な
き人の醫となりては世の害多きものは人を殺し
て彼身をつけたるものと剥取^{ハキ}盗人にをとりぬ

事なり

或^は曰^は今^はの世良醫少く又草醫の多きは假名文
字の醫書流行よりとこれりとうや
口を守る事難の如くと云へはかくる敢言せん
とは恐める人も多うめと世の醫術に心盡を
その少く司命の職として却て人を殺す事多く
聖人の始を有^りて珍ひ^て御心に甚違ひ侍る可^き浅
問敷長事を贅^へに付^く若是を見^て惡^しと思ふ人
ハよく其學に心と盡^し良醫の譽^を得^るに
へし

醫書

帝王世記に曰^は黃帝雷公岐公^は命^して九鍼を制
せ^しめ内外經を著^しハ^きむ素問の書咸^く出^づ黃
帝内傳に曰^は帝昇^て天子と^{なり}鍼經脈決傳ら^し
る事^{なり}故に金匱甲乙の類皆黃帝を祖とす

藥方

高氏小史に曰^は炎帝藥方を作^り時疾を救^ふ
小方小兒の藥方也

孫思邈^は千金方に曰^は小兒六歳より以下ハ黃帝
小説^{なり}中古^に巫^は妨^と云^ふもの有^りて始^て顧^り顯^る經
を撰^りて以^て壽^を天^をを占^ふふれ^り始^て小兒の方
られハ則^ち小兒の藥方は巫^は妨^{より}始^る

本草

帝王世記云曰炎帝草木をなめ味ひひ藥を
て疾を療し本草四卷をりて唐書子志寧の
傳云曰世に謂傳ふ神農藥をなむ黃帝より以前
には文字傳ふ口に言傳ふもの相雷相雷
黃帝の臣に至りて則篇冊のせらふ然と
も其載る所の郡縣多くハ漢の時の名あれば疑
らくは張仲景華佗の輩其語をきくをなむ

鍼灸やいと

帝王世記云曰大昊八卦を畫して以て萬物の情
を類し六氣六腑五臟五行陰陽四時水火の升降

以て象はる事を得有物の理以て類有事を得た
り則九鍼を制せ又曰黃帝雷公岐伯は命して九
鍼を制せしむこれ鍼灸の始なり

獸醫けいうい

續事始云曰黃帝の時馬師皇と云ふものありて
馬を醫して神明と通せり是獸醫の初なり
周禮の天官に獸醫あり夏官に馬の職をのせ
り

日者ひやう

史記日者傳の注に古人卜筮を通する時は是を
日者と云其事ハ則周の大卜の職なり

トのうらひとトと云事始と曰庖犧氏の時始
りてトのうらひ春秋元命包と曰古ハ司經トと主

筮

著のうらひと筮と云世本と曰巫咸筮を作る
古史考と曰高の時巫咸筮をよくと呂氏春秋と
も又如斯いふもと巫の字を筮と云
筮咸といふ歸藏と曰女媧筮をつくる時雲
を張て秋トを言ほと曰舜曰筮協從と一筮ハ巫
咸始て作るといふ其前の事を託せる歸藏書經
にみんが筮と云らん古史考と曰庖犧氏卦を作

ふ始て筮のうらひ是始なり

筭數

後漢書律曆志と曰歸首數を他と晉律曆志と曰
黃帝歸首と一と算數を作ると博物志と曰歸
首ハ黃帝の臣なり

畫

易の通卦驗と曰宓犧方牙倉精易を作注と曰易
を作て政をりを起しと書なり但其形を畫
是畫の起りなり世本と曰史皇圖を作る
宋衷と曰黃帝の臣或曰史皇則蒼頡なり呂氏
春秋にも又曰史皇畫を作る

圖ハ物象と畫く事と云

射御駕射ハ馬を以て車を駕する

易の繫辭曰黃帝弧矢を作て天下を威おどす又曰
牛に服し馬に乗り重を引て遠に致いたすこれに以
て見みるは射御ハ皆黃帝より始る世本曰臣服
牛に服する事をし相土馬にを乗る事をし膺
駕と云堯舜の臣皆呂氏春秋曰乘時馬に駕
する事をし王永牛に服する事をし高氏小
史曰大昊牛に服し馬に乗る世本又曰韓哀
御をし是ハ精巧と加る事をし云達蒙射をし
是其制を改め事をし云

騎馬 ひまの

暇日記曰竇子野曰古ハ牛に服し馬に乗る
といふ是は馬を以て車に駕する事をし

單騎の事を云にし六國の時に至て始て單
騎今の如く馬故に經傳とも騎の字を
餘冬序録

百巧 ひやくのう

山海經に云帝俊ハ身とるも身を義均とるも義
均ハ始て巧うとる人なり僊始て百巧とな
す事物紀原下曰

規矩

尸子曰古は儼規矩準繩を以て天下を
て治ふとむ儼い黄帝の時

幼術

前漢書張騫傳リ張騫人をして以て朝たつる顔
師古注曰眩ハ知ちと同じ即今カをのこ火を
ふ瓜をうへ樹をうへ人を屠り馬を戮するの
術是なりと西域より来ふ漢の武帝の時大宛
より献る所の眩人より此事始る

博古抄卷之五

文教門

文學

應神天皇十五年甲辰の年秋八月六日百濟王阿
直岐を遣りて良馬二匹を奉る阿直岐亦よく經
典をよめり故に太子菟道稚郎子これを師と
して教を受け給ふ爰におゐり天皇阿直岐を問
て曰百濟國又汝にまされり博士なりや對て
申さく王仁と云者なり是勝たり天皇をの由を
聞召上毛の野君の祖荒田巫別を百濟に遣りて
王仁を召さくむ阿直岐ハ阿直岐の父の始祖也

宋史日本傳云應神天皇甲辰の歲始於百濟得
中國文字と有り此事也
十六年乙巳の年春二月王仁來朝太子菟道
稚郎子これと師として諸の典籍を王仁に習ひ
給ふと通達候といふ事なり此王仁は書首等
の始祖也
神皇正統記に此國に經史及文字を用ふ事は是
より始なりと有り我國に其始文字なりと事
古語拾遺の序に三善清行の勅文及朝野群載
にのる所大江の匡房の箱崎記に是へより此
時より文字を用ふ事始なり

五經

繼體天皇七年百濟國より五經の博士服揚示を
貢す日本紀是我邦に五經を用ふの始なり

學校

我朝學校を立ふ事天智天皇の御時より始る
懷風藻序

本朝文粹善相公の意見封事云曰伏して古記を
見るとに朝家の大學を立ふ事大寶年中に始る
大寶元年
の文武帝

今按古に大宝より云持統天皇の御時大學
寮の名日本紀に見へ侍色し大寶年中に始る

りるなりさるなり

日本後紀孝謙天皇天平寶字元年大學寮田二十町とおうふ其後生徒稍衆（おほく）費（いふ）供（き）にたらしりるれハ桓武天皇延暦十三年冬十月越前國水田一百二町を加へ都て百二十餘町を勸學田と号して大學寮の費に供せしむと見えく大実（おほ）も古昔ハ我朝も聖學盛（さか）におこなひ大聖（おほ）寮（しやう）は諸氏の子弟と入て經史を學むめらふ是のりるなり諸國も學校あり學校田ありて志（し）りるなり學校に入て（い）るなりまぢむるなり源氏の學問所（がくもんじよ）紫雲院（むらさきうんゐん）始（は）て（は）平（へい）淳和院と云（い）橋氏の

學問所を學官院と云

（橋）の大臣嘉智子

藤原氏の

學問所を勸學院と云

（藤原）を嗣

和氣清麻呂弘文

院を設け小野篁

是利

の學校を立る類ハ明文

を便するとの之然るに何の比より

りるなり

と見えく

けりるなりや大學寮も名のと残り

勸學院并學院

と皆跡なりりり是利學校すへ進させり僧法

師の住所の如くなりぬ誠ふいさりるなり

さ

ありるなり

ありるなり

詩賦

日本紀を按ずるに大津皇子ハ天武天皇の第三の御子也（みこ）嘗止墻岸（しやうきやう）りて音聲俊朗（おんせいしゆんらう）なりりるなり

多に及て文學なり尤文章を愛せし詩賦の興
大津より始まる

純氏古今和歌集の序にも又大津の皇子始て詩
賦を作ると云へり云うれども懐風藻に大友の
皇子天智天皇の太子の詩を以て大津の皇子の
詩の首に置時ハ大津皇子の前既ハ詩なり
帝王の詩を作り給ひしハ文武天皇とて始
と云西峯老人説

唱和

大津の首と藤原の大政遊吉野川韻と和を多詩
なり我朝の和韻是を始と云ふし且元白酬和の

前に何事ハ誠ニ奇事と云べし

花宴

嵯峨天皇弘仁三年二月辛丑神泉苑に幸なりて
花樹を見たりし文人に命じて詩を賦せしむ錦
を賜ふ事蓋し花の宴の節爰に始る日本後純
是ハ異朝の及第に准し文人に詩を献せしめて
其文を試らる年々にたし以後朱雀院長久二年
の比きて猶此事なりき其後絶へり

天子始讀書用孝經

清和天皇貞觀二年二月十日從五位上行大學博士
春日朝臣雄雄孝經を以て天皇に授け奉る

代実録是より後天子の御讀書始多し其考經を
申終ふ

勅撰書

元正天皇養老年中に三品舍人の親王從四位
下太朝臣安麻呂兩人に勅して日本紀を撰しむ
同四年五月二十一日奏覽せり日本より勅して
書を撰むしめらる事是を始とす諸神記

序假名

吉備公是を作り又是を大和假名と云ふとの
吉備公の作りて大和の國より起るを以て也西
常老人記

假名

假名の起る神功皇后以前よりは文書傳つては應
神天皇の御宇に使て新羅より遣し文人を招き來り
り僅に文字を習ひ時ハ彼の御時ありここまりべ
し釋日本紀河海抄より曰今の世のかな弘法初
て作る以前の假名ハ日本紀萬葉集の歌のかな
やうの如く也日本紀ハ音を假てかけ里萬葉集
ハ音と義と訓と以て書り

伊呂波

葉中抄より曰四十七字承歌の詞也護命室海作之
いろはにはへと。ありぬるを。以上護命作之わが

よたれり。つねならむ。うわのたぐやま。けふ
こ江へ。あさきゆめみし。あひもせず。空海
作之

護命空海回時の人也

按するに中華の書の中書史會要。音韻字海。
海篇心鏡。日本風土記等。日本風のいろは字を
載を然ととも其字体正し。かしこは是は似て非な
るもの之日本風土記漢字と以て倭歌の意とと
く奇書と云ふし

倭字

釋日本紀二曰漢字の傳來は應神天皇の御時之

和字ハ其起神代より。登きり龜トの術神代より
起り文字なり。てはなんをトを成を登きや
伊呂波を弘法大師作之由云傳より。是は往昔より
傳來の文字をいふは二作りなり。起り
按するに神代ノ文字あり。事古き文は見え
るいふよりト部家の書に神代の文字一萬五千
三百七十九字ありと見え。是亦無稽の言也
日本紀に天武天皇十一年三月境部の連石積等
子命して聲て新字一部四十四卷を造らむと
なり。此時作らむし和字今猶残るものなり。磨板
畠風社社の類是なりと云人なり。さも有らん

うし是和字と造らむ始りや
巫祝の輩其家ニ秘して上古の和字と稱し符ニ
書く所の字者是漢字と以て作せむなり
遵生を賤不求人家にのせむ符章の偽字と頗
る同し是素唐より来せむ字なる事を知りて
上古の倭字と思へるハ国陋の至り歟と爲し
倭歌
古今和歌集の序に曰この歌あめつちのむけ
ちしきまをたふとせよりいふきふなり
天のうきまのあきまりて女神男神
となりたまふことといへる奇なり

あふあきとも世につくもふことを久方のあめ
にして下照姫に始り
下照姫とをあらわすこの女なりせうとの
神のかたちをうきまのうきまのやぐやくを
よめふえびとくしとせむる文字の
うきまを定まふ歌のやううきまのうきま
なり
あらうきのあきまりて素盞鳴尊よりぞをとり
けるちをやみ神代より哥の文字もささる
は直みこととのあきまりをささる
人の世となりて素盞鳴尊よりぞをとりてあ

りむとをいふよきけふ

素盞鳴尊を天照太神のこのうきなり女とを

たまふんとて出雲國に宮造りたまふ時

その所に八いろの雲のたつをよとよとたま

へりなり

やうきなりつてもやえうきつまこめに

やえうきつくふそのやえうきを

連歌

日本紀を按ずるに景行天皇四十年冬十月日本
武尊東征し給ふ蝦夷既に平らざ日高見の國よ
り歸り給ひ常陸を経て甲斐の國に至り酒折の

宮に居給ふ時に舉燭して進食せらふ此夜哥を

以て侍者より問て曰ふひざりつくむをすきとい

くよりねつふ諸侍者も事あるに時に乗燭

者あり御歌の末に續て歌て曰わたりつとよふ

とてのよむとをかと。即乗燭人の聰事を

ほめ給ひて厚く恵み給ふ釋日本紀に曰是連歌

の濫觴なり

程朱學子傳

古ハ魯論五經の類皆漢唐の注疏を用ひ吉野の
先主の時獨清軒健叟の法を傳へ程朱の義を唱ふ
是程朱の學日本に傳ふ始なり

孔廟

我國に孔廟を設給ひし事天智天皇學校を立給ひし時より其事多し古に國毎に孔廟ありて二仲釋奠聊をこころなりしや白河院の御時諸國の孔廟頽破を藤原敦光これを愁て修復の事を奏状を奉るまうれとも帝深く佛法に歸依し給ふ中一孔廟修復の沙汰に及ばず此時より聖學未もく衰へ五倫の道正しうりてしてやがて保元の乱起り猛獸の肉を争ふ如く父子兄弟争戦に及ぶ履霜の漸聖學をなせしにたりこれとも帝都の孔廟は應仁の前まで

残りて釋奠も行をせりる應仁の大乱の後終に絶へぬいと悲むべき事なりや永正年中まて孔廟の基址猶存して神泉苑の西北茶園の中より一永記に見へり今其址さへさたうちとげきても知らず事なりと

近世至治の化行はる崇文の道とありあれも寛永十年は林學士の請所にすてて武嘉江に孔廟を立らる是近世孔廟を立られし始なり

印板 書物と板行する事

日本にて書籍を板に刻む事其の始と知らず元
久三年土御門院の年号山門申状に法然坊に所
造撰集者謗法書也天下不可止置之在々所々
所持并其印板大講堂取上為較三世佛恩可燒失
之由奏問仕候畢と有り是を以て見えて此時已
に選擇集を板行せり也然る書籍を板行す事
猶其前久しき世より有りて又夢窓國
師の弟子妙葩相國寺の祖也夢窓多く佛書詩書
等と板に刻り多くは妙葩の跋有りて高の
師直の板行せり佛書有り其後兵火ありて
彼板もことごとく燒亡ふ其故に不傳といひ師

直の板行せり師直の跋有り又美濃の瑞龍寺
あり板有り此寺は関山の寺ありて関山板を関
さし有り周防の山口にも往昔より板有り長門
の香積寺も三重韻の板有り又南倉与市占茶の
僧に史記及謠の本或開板せり嵯峨本と云是
より杜子美の千家注と足利本といふともさふ
ハハ往昔朝鮮に便より時我國の紙を遣し
て板を造るものなりと程敏政の心怪附注に
しハ朝鮮より其板をたり也近世の板印ハ慶
長の末に庭訓常用集なりと少く有りて寛永
六年の頃より多くなりたりと云や正保の末より

いよゝ多く成て今日其数を知るべ

文教門

學

人を教ふ所を學と云
則學校の事なり

禮記曰有虞氏ハ國老を上庠ニ養ふ

洽草曰有虞氏の時大學を上庠と云

又曰古の教ハ家ニ塾なり

二十五家有る里を閭と云閭の學校を塾と云

是ハ小學校なり

黨ニ庠なり

五百家なり里を黨と云黨の學校を庠と云是

ハ大學校也下ニ曰し

州ニ序なり

二千五百家なり里を州と云州の學校を序と

云

國ニ學なり

國とは天子諸侯の都一給ふ所也國の學校を

學と云

孟子曰夏の時ニは校と云

夏の時ニハ學ハ校と云商ニは

序と云周ニは庠と云學ハ則三代これを共に

此等の説によりて見ると學をまうけて人を教

ふ事有虞氏より始り通典ニ云漢文翁蜀都を治

めし時學宮を脩め起む漢の景帝の末は文翁蜀

郡の守とけり。學宮を脩む。蜀地大に化せり。天下
皆學を立る。事文前より始る。事物化原下同。

書契

網鑑の注に造書契といふ
木を割て字と畫を云

尚書の序より曰古伏羲氏の天下より王たり。時始
て八卦を畫し書契を造て結繩の政にかひ帝王
世記に曰伏羲氏仰て象を天より觀理を地より察し
鳥獸の文と地の宜きとを見て近くハ身にとり
遠くは物に取てこゝにあつて書契を作る

文字

淮南子に曰蒼頡書を作り。時天粟とみり。在呂
氏春秋に曰蒼頡書を作る。注に曰蒼頡生て書を

し。鳥の跡をとり。倣て以て文字を作り。黃帝
必傳に曰帝蚩尤を殺し。因て蒼頡に命じて文字
を作て以て質を變へ。帝王世記に曰蒼頡鳥の跡
よかこより始て文字を作る。李漸の蒙求に云
蒼頡黃帝の臣下鳥跡を見て以て文字を作る。晋
の衛恒に曰往昔黃帝制を創め物を造る。沮誦蒼
頡と云ふものなり。始て書と作る。鳥の跡を見て以
て思と興し。世本にも亦云沮誦蒼頡書を作る。
宋衷に曰皆黃帝の史なり。

以上の數説によりて是を考るに字ハ黃帝の時
蒼頡より始る事分明なり。然るに字源より大昊

の時始て文字なりといふ

書八體

古文 黃帝の史蒼頡作

大篆 周宣王の史籀作

小篆 秦丞相李斯作

八分 秦の羽人上谷の王次仲作

隸書 秦の獄吏下邳の程邈作

今の真書也 焦氏筆乘曰皆真正なり故に又

真書と云

飛帛 漢の左中郎將蔡邕作

行書 後漢の潁川の劉德升作

章草 漢の黃門の令史史游作

又草書王右軍の説曰其先杜氏より出名ハ伯

度と云一の也趙壹云秦の末に興る或人曰

漢の時杜伯度殺草作す新章帝の好む所ふよ

りく章草と名づく章誕史を草聖と云漢興

てよりこゝろり誰の作と云事を知らず書断

と如淳の作といふ

今按古に事物紀原云あるを所草書のをこ

里分明なり宋の張懷瓘が書断曰草書は

後漢の徴士張白英の作す所也望の武帝の草

書状二曰蔡邕曰往昔秦の時諸侯各長を争

ハ羽徽相傳へ烽と望ミ驛馬を走らシむ篆隸
ハ難ふして急用に叶ひかしこころ以て遂
に赴急の書を作る今の草書是なり是に
て見ても草書のことなり秦の時より始りて張伯
英に至りて其法備なり

書八體圖

蒼頡古文
大篆
小篆
八分書
隸書

飛帛
行書
草書

八卦

易繫辭曰庖犧氏の天下に王する時始めて八卦
を作りて以て神明の徳を通じ以て万物の情を
類し史記曰文王姜里に囚を給ひし時易の八
卦を益して六十四卦を作せり

著書

史記の大史公の自叙に往昔西伯文王也姜里に
囚をて周易を演といひ是則著書の始なり

史 事と記を書と

呂氏春秋曰蒼頡史を作る帝王世記曰黃帝の時史を造る

切字 いとも

筆談曰字を切る事と西域より出たり漢人の字を訓じたりと讀むる某の字の如しと云いま又切を用ひる然れども古語に既に二聲を合せて一字とする事あり不可と云と一如是と爾と一而已と耳と一之乎と諸と云る類西國の二合音に似たり是疑らくは字を切の原なり按てに何不と蓋と云る類その外猶多し

音韻

筆談曰音韻の學沈約より四聲と云平上去入也天竺の梵學中國に入に及て其學漸く密なり

詩

樂書曰伏羲の樂を立基と云神農の樂を下謀と云夫樂るは必は章なり樂の章是を詩と云大矣の時より始る家語に舜南風の詩を作る

古今原始より是を詩の始と云

五言の詩は漢の李陵より始る六言の詩ハ谷永始て作る 谷永ハ漢の成帝 七言の詩ハ漢の武帝

柏梁臺の上より群臣とて七言の詩を作し

一七言の詩始てこゝに興る

按古に史記評林には秦の始皇の時大原の

謠歌を以て七言古詩の始とせり

律詩、沈約、庾信、原、沈休文、宋之問、

聯句

漢の武帝、柏梁臺より七言の聯句を作らしめ
吟ひしより始りて梁の何遜も成る

唱和

帝舜と皋陶と賡て歌をなす則唱和の始なり

次韻

顔延年、謝元暉、共し詩を作り相唱和を皆其韻を

つうば唐の元慎に至て春深二十首を作る並に
家范車斜の四字を用て其韻とて白居易、劉禹錫
これと和たり又其韻を用ゆ令狐楚詩を和する
に及て多く其韻をつゝ韻を次事ハこゝに始
る

詞賦

陳梁の世士と薦するに詞賦を尚ふ詞賦ありて

人をとる事陳梁より始る

印板書籍

筆談に曰書籍と板印と事唐の時より始りし
と望みこれを以て馮道の時より五代始て五経

と印行也の後典籍とな板本となり出せし則
唐より始て板印なりを事物紀原
慶曆年中宋の仁宗の年号布衣畢昇活板なりとなり
沈氏中筆談

按古よりに文献通考二曰世に云書と板なり彫事一
馮道より始ると此説なりやなり之なり、監本の五
経の板のに馮道是となりなり榑坻訓序二曰ハ榑坻
仲野より子唐の僖宗昭宗其在蜀嘗関書肆云字書
小學率彫板印紙これと以て見ると則唐の時と
となり印行の書なり又揮麈録二曰ハ昭裔五代
の時の人貧なりりし時嘗て文選を文選の間に如

り一に其人難色なりり因て憤を發して異日と
貴く成りは是を板になりりむめて學者に遺はせ
しと云後より蜀より仕て宰相となり遂に其言を踐
てこれを刊なりる書籍を印行なりる事始て爰に見ゆ
此説も宋五代の時に印行の書始てなりとなり
然もとハ文献通考の説の如く唐の時より印
行の書始なりりなり

進士

據言二曰周の諸侯其國の賢者を天子に貢一て
是と大學二外に出ると造士と云大堯正造子
の考なりなりとハ論一て以て王に告げ司馬外

をるを進士といふ其事ハ禮記の王制及び周官
樂正の職に見へりこれ進士の始なり據言又曰隋の大業年中始て進士の科を置くこれ科
を設るの始なり

貢士

周禮大司徒邦國より賢者をあつひ王に舉ると
いふ則貢舉の始也

孔子廟

後漢書鍾離意傳に鍾離意魯國の相となりて
自ら孔子の廟堂に入ふ孔子の家廟也唐の禮樂
志に曰武德唐の高祖二年會要に云六月一日也

始て國學に詔して孔子の廟を立貞觀四年唐
太宗の又州縣に詔して皆孔子の廟を作らむ
又曰高宗の總章二年天下に詔して皆孔子の
廟を置宋朝これより多事物紀原漢の高祖魯國
を過く大宰を以て孔子を祭る是萬世尊師とす
るの始也古今原始

謚孔子

漢の成帝の時孔子に謚して褒成宣尼公とす後
世孔夫子に謚を奉る事なり始古今原始

博古涉筆卷之六

禮樂門

神樂

天照大神天の石竈より給ひ一時天の鉦目
命真磬の葛をかつて蘿葛と手掻み竹の
葉飯糰木の葉と手草うて著鐸の牙と持て石
竈の前より俳優として相ともに謡ひ舞ふ又
庭燎をひきうて常世の長鳴鳥を集て互
に長鳴せむ是より神樂の起りなり
朝廷より所の御神樂深塵秘抄のせし是
上代の遺風なり片田舎にも神樂なり其詞鄙俚

神皇正統記

よて浮屠の説多く事実と云ふやまれ是を
古の神樂ととりてはうゝもいふ事なる
へし

五節舞

往昔清見原天皇 天武帝也 の吉野の瀧の宮に在
在々々時日のくをうゝも琴を弾いて佛心をま
まさせ給ひけりに向ひの山の峰よりや
雲立登りけり神覽しけり其雲の中に神女
の姿ありて是れ御琴のあゝ面に合せてかろや
けり帝を見給ひけりども御前よりさふらふ人
は終に知らずけり神女袖をむくづき事五

度に及びけり是れ是れ五節の名づけ侍るなり
其時に御歌をよみてたまへり

乙女ども乙女さびばもかゝたまを
袂にまきりて乙女さびども

本朝月令と云書にのせりまゝして後の世
きて五節と名つけ五人の舞姫を神覽し給ふ
事なりけり毎年十一月より 兼良々説

伎樂舞

推古天皇二十年百濟の人味摩之帰化せり此人
呉り學て伎の樂舞を知得て則ち櫻井におゐる
少年を法といひて伎の樂舞を習ひて日本此是

唐の笙舞を我回す傳へし始なりん今朝廷に高麗の樂有り此時より傳へるものなりし

猿樂

久しき世より有り事と思へ源氏物語乙女の巻よりさるかくづきさとり是猿樂の事なり宇治拾遺云曰堀河院の御時内侍所の市神樂の夜職事家細を召て今宵めつしういん申樂つうつまのまといをこぼり承て茅の行細を招き寄せし作せことのさうり家細と思ふやう有り庭火あふく焼くうに袴高く引付けて細脚を出してよりく一夜のふけてさうりにさむき

にふりちふぐりを有りちうちうぶんといいて庭火を三めぐりずう走りて入らんと思ふはいうに行細さる有らんあふりまといの市前ふてをむんちうやといはれま家細むべなりとうちぐく殿上あま何事をせんあらんとまふせ給ふに家細めをえをむ家細あてさやふ事形きゆうふて入りまふて行細めをといへまことにはさむけりききさむひげあふ聲しきよまに夜のふけくさうにさむきにふりちうぶりを有りちうちうぶらん

といひて庭火を二度むらりめぐり走りて入り
上中下大うごどよとけり家細てうとせぬハ
あそきまども兄弟の中あつふぬくもあらばと
てうらゝにかりふさうらうとぞ是ハ往昔の中
樂と云ふものぞ清く古事談に曰白河院の御
前うて久我大相國申さるる云猿樂こそ酒を給
て今をいねと云事ハ一と云く院笑ハ一と云
て又盃を勧うらう

是を以て見れる古の猿樂をとうしまわす
ちどゝて今の狂言やうの類をく源平盛衰
記ハ猿樂と申さハあつてき事を云つてけ

と人を笑ハしけりさうとけり藤原の明衡

の作ハ新猿樂記一卷なり

翰林蒨蘆集禪僧宜竹の集也と曰大優者の伎ハ

秦の河勝も始まり今此技をけりとの皆其後胤

り推古女王の御時豊聰太子國を監り天神地

祇を祭祀して以て安國利民の政をし久留て六

十六番の曲を作り河勝に命り遂に橘の内裡の

紫震殿の前にないて此伎をけりむ是に申て

四浪又波穩とよまユ万民康樂なり太子其神樂を以て

神の字を拆て是を名付て申樂と云説文に曰申

も亦神也大歳申さきふら時猿と以てこれに能を

故に後世是を稱し、稱樂と云、以稱供奉するの
類と云ふは錯き、其後人皇六十二代村上天皇
萬機の暇太子の幸する所申樂延年祀と見給ひ
群臣告て曰上諸神を敬ひ下万民と安ずる事
申樂に過むハなしとて則河勝の遠孫秦の氏
安命して重て此伎を興え又氏より氏安の
女弟婿たり故に二人共是を起し日々大内
殿前舞ふ天皇十六番は事あけく一日
終りうごきと以て其事を抽て三十三番とす
積代積嗣父、是なりこそより傳へて氏安
二十九世の孫に至るとれと金春と号て大和國

國滿井の庄なり太子白ら作る所の鬼の面
して此庄にあり大和國に四庄あり外山、結崎、
坂戸、田滿井是なり春日の神事を奉り江州三
座あり山階下坂比叡是之日吉の神事を奉る河
内、新庄あり攝津國に法成寺あり此三庄は賀
茂佐吉の神事を奉る伊勢國に和屋勝田主同
り此三座ハ大神宮の神事を奉る
是稱樂家の言傳へりふと其事はなりと
いふともあむくあに此庄の
今の世の能と云ふのは東山殿の時観世觀阿彌
と云ふの始て是なり也

田樂

堀河院永長元年、京中に田樂と云ふものありて、貴賤に別見物を院の御所にも召て御覧たりしところ、是田樂の始なり。常陸國久米郡金砂山に神祠あり、其神甚靈なり。土人時を以て是を祭る、七十二年一度の大祭あり、其日田樂あり、種々の俗舞雜伎をなすことを名けて田樂と云ふ。田樂は古昔大に行ひ、今といふとも、近世其傳を失ふ故に餘國には行ひ所なした、常陸國にのみ民間に相傳へり。これなり。常陸國志。

替者歌平家物語及彈琵琶

日伴錄相國寺の壽皇院瑞溪の作卷之六、往昔為長と云ふもの、平家物語十二卷を作る留めて播州にあり、後に性佛と云ふもの、是を音曲に上せて歌詠せたり。

性佛の後を如一檢校と云ふ如く、平家物語の如く、一と云二と云、城一と云。是替者平家物語と云ふもの、始り、吉田兼好の曰、後鳥羽院の時、信濃前司行長入道平家物語を作りて、生佛と云ふる盲目小教へ語らせり。彼の生佛の生まつかの聲を今の琵琶法師は學びた。

多り 此説をよ 東齋隨筆に曰相坂の蟬丸
と武部卿敦実親王の 宇多天皇 雑色より盲目の
琵琶を引給ふる相坂の邊に菴を結て住り
博雅の三位 延喜の 孫光明親王 これに流泉
水の調を得り 敦実親王管絃の道に達し終一
り蟬丸の琵琶ハこれを聞とりて弾しをまよ
りて盲目の琵琶むく事ハ始むり
薩戒記に曰 應永三年中 應永三十二年六
月二十七日藏人中勢、源重仲来り密に談し
曰近日主上稱光院上皇 後山和院 御中不快其故
ハ召琵琶法師可開食平家物語之由自内被申

院無先例不可然之由有御返事云云 閏六月二十
一日依召参院琵琶法師参入詔平家物語
是院中より平家物語と云ふ事始也

禮樂門

禮

禮記に禮ハ飲食を始るとり大吳犠牲を取て
庖厨に在り嫁娶を制して儻皮を以て禮とし
給ひしより始り王子年拾遺記に庖義氏禮教
を崇て以て文の道に通典に曰伏羲より以来五
禮 吉山軍賓嘉也 始り彰なり堯舜の時盡く備る
揚子法言に曰法ハ伏羲より始りて堯に成ふ事物

純原曰下

樂

世本云伏犧琴瑟を作ると云へりこゝに初て樂を作まり黃帝に至て伶倫命一八音を考へ八風を調和して雲門の樂を作まり爰に至て其事備りぬ

冠禮

禹の時男子十六に至りぬを冠せしめ三加の禮を行て以て幼志を改しぬるを冠禮とてに始る古今原始

嫁娶

嫁娶の儀

通典云曰遂皇氏婦なり注云曰人皇是也伏犧氏嫁娶を制し儼皮を以て禮と寸帝王世記云曰包犧氏陳二都一嫁娶の禮を制す王子年拾遺記云包犧氏始て嫁娶して以て人道をたす事物純原下曰

媒の儀

嫁娶の道は必は媒妁よりする大吳婚禮を制し給へて則媒妁よりし周に至て始て媒氏の官をたす万民の判を掌らむ

祭祀

王子年拾遺記云曰庖犧氏鬼物をして群祠を

致一犧牲を以て登あがて百神を祀る。或則祭祀の始也。黃帝内傳曰。黃帝始て天を祠り地を祭りて天道を明あきらめを

歌うた

夏侯玄の辨樂論に。伏羲綱罟の歌ありと云々。是歌の始也。

凱歌かいか

蔡邕の禮志に。曰。黃帝岐伯をして軍樂の凱歌を作らしむ。今軍を歸かへる時に樂うたひ其遺意なり。

舞まい

教坊記に。曰。往昔陰康氏葛天氏より。此時元氣

始て分わきて未久災沴さいらいやむ時。民は童腿どうたいの疲多し。爰に於て陶節とうせつを通利する業をたふし。或は始て舞を創つくる然るに則舞ハ陰康氏より始る。孟詵もうしんの錦帶全書にハ舞樂の起りハ黃帝より始ると云々。

葬埋そうまい

孟子の曰。上世嘗其親葬そうらうと云々。其親死しを葬うむを葬うてこれを壙くわうに掩おほふ。他日其所を過かむと狐狸こひぎこれを食くひ蠅蚋えうかいこれを食くふ其行ゆきさあを見みて顰しんにしてし。睨にみて見みる歸かへりて壙くわう裡うちと云いてこれを掩おほふとい。葬埋の禮疑ぎらく

は是よりとふふなりん矣帝の前より厚くても
衣を多くに薪を以て是を中野に葬てつうに
かば水うくさうとうや

喪

上古には親死たものは是を中野に葬て喪の期定
るに虞舜の二十八載に至て放勳堯の事也祖
てさひなり祖考と云ふ百姓考妣は喪を
るごとく三載四海八音を遏密をとりは三年
の喪ハ堯舜より始りて三代共不同し孟子喪齊
阮の服は三代これを共にと云ふ

宗廟

先祖の神靈を祭る所と云

禮緯元命包云唐虞ハ五廟と云
礼緯の元命包云唐虞ハ五廟と云
礼緯の元命包云唐虞ハ五廟と云

社稷

社ハ土神稷ハ穀神也唐ハ八國毎
に社稷を祭る

帝嚳高辛氏の時共工の子句龍氏を以て社と
し烈山氏の子柱を以て稷とす是社稷の始也

追贈

追て先人より号を贈る事と云

武王高辛氏を克て追て大王王季王号を奉り給ふ
故に後代追謚追尊の事起まり漢より今に至る
まで人臣追贈の制なり

追封

追て先人の土地を封する事と云

漢の宣帝張賀を追封して恩信侯とせし是也

封の始り

即位踐祚

舊事記を按ずるに神武天皇元年橿原の宮に都
して初て即位踐祚事此
時又始るといふ

重祚

天子位を下りさせ給ひて又重て位に即ぐと
重祚と云皇極天皇重祚一給ひて齊明天皇と云
是日本重祚の始り

讓位

皇極天皇位と孝德天皇に申り給ふ是生る

位をゆり給ふ始り

朝覲行幸

嵯峨天皇太上天皇に朝一給ふ朝覲の行幸是より始り

制法

藤原冬嗣弘仁格式の序に曰古ハ世實に時素小
して法令未だ彰ぜば無為して治り不備して此
を推古天皇十二年、乃て上宮太子白憲法十七
ヶ條を作し、國家の制法是よりして始り

年号

日本紀に曰天豐賊重日足姫ノ天皇皇極天皇の事也の

四年と改て大化元年とす 孝徳天皇元年也 日本
後化大同五年九月の詔に曰朱鳥以前未有年号
之目難波御宇始顯大化之稱云々 覽初要集に曰
皇極天皇四年と大化元年とす是より以来年号
なり 抄教指歸之 然るに大化と以て年号の始とせ
べし

大化より年号始るといつとも其後或は年号
を立或は年号を立てて文武天皇五年に大寶
の号を立て是より相續て年号たり故に正
統記には大寶を以て年号の始とせり又大化
より前継體天皇の時より年号有りとて拙き

連字を用ゐ年号として相續けり然るに是佛
氏の偽作なるを信じて誤りたり

把笏

覽初要集に曰元正天皇養老三
年職事主典以上の
笏を把らむ五位以上ハ牙の笏六位以下ハ木
の笏を用ゆ大同四年五位以上通して白木の笏
を用ゆ 三教指歸抄に引く

帶劔

我國の人劔と帶古き事由て来り事久し 伊弉
諾尊の帶也ふ所の十握劔と拙て斬遇突智を切
り給ふと云是を神代より劔と帶せり之淮南子

君子國の人衣冠して叙と帯とあり、我國の
事を云へるなり

刑法

兼良公の曰本朝の刑法後王に定るといふも
實に上古に權輿を伊特諾尊刺遇突智をより
進雄尊八岐蛇を斬る是斬刑の始なり伊特丹
尊吾曰二千頭を猛殺さんとのまゝ是絞め
始なり又蛭見を以て磐船に載て放棄つ進雄尊
を以て根の國に逐降を是流亡の始なり火酢芥
命罪より一狩人となるものは徒罪の類也
徒ハ奴と改也月夜見尊保食の神を擊殺ハ是杖
辱しむる故也

罪の類なり又伊特諾尊桃の枝を折て是を雷
に投し給ふ其意答に近し答は楚刑を用る故なり
五罪已に備るも贖刑なり素盞鳴尊千座の
祓物を出し且其髪をぬき其爪を抜くこれ贖の
始なり故に曰刑ハ上古よりある日本紀纂疏

火刑

神功皇后五年葛城襲津彦と新羅に遣し給ふ事
なり對馬に至りて新羅の使者襲津彦を欺
きけれ大に忽て新羅の使者三人を檻中に納
て火を以て焚燒す此事日本紀是火刑の始なり

黥刑 いせむこのけい

履中天皇元年阿曇連濱子^{あつむのつらゆみ}の罪死刑に當ると免
して墨刑と科^なせて黥せらるる日本紀に見
るは是黥刑の始なり

賞賜 其人の功を賞して恩賜する事

神武天皇の二年春二月天皇の東征に功有る人
の功を定免賞を行はし道臣命^{みちのり}に宅地^{たくち}を賜ふ
坂^{さか}の邑^{むら}に侍らしめて以てこれを寵異するは日
本紀に是賞賜の始なり

感書

武家にて其人の武功を賞して君より賜はる書

と感書といふは感状とちふ元暦元年佐々
木盛綱^{もろなり}備前^{びぜん}の児嶋^{こじま}を馬より渡さし時頼朝卿上
り書と賜て賞美せらるるより始る其時賜りた
る文より

自昔雖有渡河水之類未聞以馬凌海浪之例盛綱
振舞希代勝事也東鑑^{とうかん}卷三より出たり

調役 貢物を献り公役を勤る事

崇神天皇十二年秋九月始て人民を授て更に調
役と科をこれを男の強調^{おつしやうてう}女の自來調^{みづよりてう}と云日
本紀に是調役の始也

海東諸國記には武寧天皇五年諸州始て貢

稲とら

外國朝貢

崇神天皇六十五年秋七月任那の國より朝貢を
日本に是外國貢を奉る始なり

外國人歸化

附

外國稱加羅

我國の國より

意富伽羅國の王の子都怒阿羅斯等神石を得て
其化して美薺臺女となる後に童女東の方に向
て去る阿羅斯等則尋て求て海に浮んで日本國
に入る崇神天皇は仕ふ求る所の童女は比賣
語曾の社の神となる此事古事記に詳なり外國

の人始て我國に来るものは都怒我阿羅斯等なり
り則意富伽羅國の王の子なり然より以來外
國を以てカラと稱を獨り中國をカラと稱する
のこにあらは意富伽羅國は東國通鑑に大駕治
國とて其始祖を金首露とて後に新羅其國を
己不として金官郡と号を西峯老人説

日本通外國

日本より中國に通なる事雲笈七籤には黃帝の
時よりすと云山海經には唐堯の時通すると云
説は是れも堯唐の言ありて不可信王充の論衡
第八儒增篇に周の時天下太平越裳獻白雉倭

人貢莞草又卷第十九倭國篇云成王時越裳獻
雉倭人貢暢（いさちやう）

莞草暢草一物なりて香草なり祭祀する時酒
に和し地にそそぎ其氣を高遠に達して以て
神を降するなり

周の成王の時我國 鸕鷀草菁（ろきそうせい）不合尊の代に當
る是日本中國に通ずる始なりし 孝靈天皇
の御時秦の徐福仙藥を求て我國に来りしと云
是中國人我國に歸化する始りや劉氏（りうし）の鴻書に
曰日本の學ハ徐福に始るとなり然れども我國
史に見るに 神武天皇以後年月日時を記さず事

分明なり是に於て見えて我國の中國に通ず
る事神代の末に於て論衡の説理に似たり
神武天皇に至りて文字傳來し 應神天皇に及て
經書傳來するなり 日本（にっぽん）の學徐福に始るに
なり 西牟老人説

遣使於中國

垂仁天皇八十六年、初て中國に使を遣はさる
後漢の光武帝の末年に當り 此事後漢是人代
に使を中國に遣はし給ふ始なり

遣唐使

舊事記云 推古天皇十五年秋七月大禮小野

臣妹子を大唐に遣し鞍作福利を通事とす是遣唐使の始なり

今按るに推古天皇二十二年六月より犬上御田鍬矢田部の遣を大唐に遣はすと日本紀あり然れども推古天皇十五年二十二年ともに未大唐の世にあり舒明天皇二年秋八月大仁武上の君三四船大仁藥師連日と大唐に遣はすと日本紀に見へり此時は既に唐の太宗の時に當る是より人正より遣唐使とは云べき

國史

履中天皇四年秋八月始て諸國に國史を置いて言事を記す日本紀

官家 今按るに國に政事を置きて其政を治めしむ事なり

日本紀 繼體天皇の記に曰住吉の神初て海の表金銀の國高麗百濟新羅任那等を以て
磐田天皇は授りて故に大石氣長足姫尊と大臣武内宿禰とをうけて國毎に初て官家を置いて海の表の番所と給ふ

巡察使

景行天皇二十五年秋七月武内宿禰をつらぎて北陸及東方諸國の地形百姓の消息を察せり

む日本紀是巡察使の始なりし是より後代々
巡察使と諸国一つとして其国の風俗其所司
の政の美惡を察せしむ諱は道はる捷なりし
後世朝廷の政をどうくさる此事をやめし
大觀使と云ふ巡察使の事なり職原は弘仁の
御時觀使と罷て皆參議とすと云ふ此後觀
察使なり延喜式に同氏告使なり古來古の觀
察使の任なり
糾に寛文七年に將軍家より二使を諸国より
うこし國の風俗政の善惡を巡察せしめ給ふ是
武家巡察使の始なりし

上表

推古天皇二十九年新羅朝貢古仍て表書を以て
使の旨を奏す凡新羅の表と者こゝに始り
なり日本紀

版簿民人の数を記せる帳なり

孝徳天皇大化元年九月使者を諸国に遣して民
の元數を録し日本紀是版簿の始なり

賜諱字於臣

名乘の片名を臣に給ふ事盛衰記の中に多し
本三位の中將平の重衡の家臣平左衛門尉重國
も重衡不便にとりて名を自ら烏帽子をきき片名

給て重國と呼まはるるといふ然も其前より
る事なり

禁食牛馬肉

古語拾遺ニ曰往昔神代は大地主の神田を嘗め
日牛の肉を以て田人の食とし御歳の神の子
其田に至る饗に喰ひて歸る其首すまを父にま
うす此案の神怒て祭りて蝗を以て其田に放
苗の葉忽に枯損て篠竹に似たり

是其不浄と怒て蝗を放てその田を害せらる
るなり神代より肉食を忌む事これに以て
る至し
天武天皇四年夏四月諸國に詔して

牛馬犬鶏猪の肉を食ふ事取らむ

日本紀 靈異記中卷ニ曰攝津國東生郡撫山
村に有富家長公稱名末群也 聖武太上天皇世
彼家長依候神累而禱之禮限牛七年每易殺七頭
七年祭矣忽得重病

或曰異國には人皆畜を食ふ聖人の制禮あり大
宰を用ゆ是其人の嗜食にすぎて聖人不得て
て是を用ひぬふなり日本には神代より畜
を殺さる事を禁む畜の肉を食さるものは神社
の参詣と堅く禁せらる神徳の禽獸に至り人を
して切を賞し徳を教ふるの禮を行はしめ給ふ特

汚穢の故のこにはけり。是則神道の通禮なり。
此介山禽野獸を禁せらる事。一社にの制禁
なり。たとへて伊勢春日の麻を禁。伊勢三嶋に
鶏を禁。比叡山に猿を禁。愛宕山に鳥を禁し
八幡に鳩を禁。みふ類也。是通禮なり。けり。
同火食の忌
伊勢丹尊かくも鈴ひ。う。伊勢諾尊遮ひつ
きてけひたゆふにうけり。もくひせり。とのこ
ふ故に伊勢諾尊さ。ち。とて歸り鈴ふ。み事
み代さ。ふく。是世の人同火をいむ事の起り
なり。

纂疏。曰水火は天生の物ふ。て潔淨を分事
なり。とりつども物によりて穢なり。故に炊爨の
物を食はざるのこ。

[illegible]

